

一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会 会費規則

(趣旨)

第1条 本規則は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会（以下、「協議会」という）の定款第4条の事業を実施するにあたり、定款第8条の規定に基づき、正会員、事業会員並びに賛助会員の会費の額及び会費の納付等について必要な事項を定める。

(正会員のネットワーク利用施設等の会費)

第2条 正会員のネットワーク利用施設及びネットワーク利用者（以下「ネットワーク施設等」という）の会費は、別表1に定める額とする。ただし、年度途中で利用を開始又は中止した場合の取扱いは次による。

- (1) ネットワーク利用施設等が年度途中から利用を開始した場合
 - ・利用開始月から当該年度末までの額とする。
- (2) ネットワーク利用施設等が年度途中で利用を中止した場合
 - ・当該年度の4月から利用を中止した月までの額とする。

(事業会員及び賛助会員の会費)

第3条 事業会員及び賛助会員の会費は別表2に定める額とする。

(正会員のネットワーク利用施設等の会費の納付)

第4条 別表1に定める会費は、協議会にて当該年度分をネットワーク利用施設等に請求するものとし、ネットワーク利用施設等は、請求された会費の全額を協議会の指定した期日までに納付するものとする。

- 2 会費の納付方法は口座引落を原則とし、協議会の指定した期日にネットワーク利用施設等が申し出た指定の口座より会費を引き落とすこととする。
- 3 前項の規定によらず、ネットワーク利用施設等が口座振込を希望する等の場合には、協議会の指定した期日までに、協議会の指定した口座へ請求された会費の全額を振り込むものとする。なお、この場合の振込手数料はネットワーク利用施設等が負担するものとする。

(事業会員及び賛助会員の会費の納付)

第5条 別表2に定める会費は、毎年年度開始月の末日までに当該年度分を一括して納付するものとする。ただし、会員の申し出により分納できるものとする。

- 2 会費の納付は、協議会の指定した口座へ決められた会費の全額を振り込むものとする。なお、この場合の振込手数料は会員が負担するものとする。

(権利やサービスの停止)

第6条 定められた期日までに会費を納付しなかった場合、権利やサービスを停止することがある。

(その他必要事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃に関しては、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規則は平成27年1月19日に理事会にて制定。

本規則は平成27年4月1日から適用する。

平成27年4月15日 一部改定。

平成30年6月27日 全面改定。

別表1

正会員の会費

会費1：ネットワーク利用施設会費

(単位:円)

種別		月額	年額
診療所 訪問看護ステーション 情報提供しない病院 介護老人保健施設 (ASP型介護電子カルテを導入 しない老健)	ODVPNルータ設置施設	1,900	22,800
薬局		2,900	34,800
情報提供病院	常時接続ルータ設置施設 連携ゲートウェイシステム設置施設	7,900	94,800
介護老人保健施設	常時接続ルータ設置施設 ASP型介護電子カルテ導入施設	7,900	94,800

会費2：ネットワーク利用者会費

利用者(ID登録者)毎の会費であり、利用者数と月数から算出する。

(単位:円)

種別	月額	年額
診療所	100	1,200
薬局	100	1,200
病院	100	1,200
介護老人保健施設	100	1,200

ただし、1施設において利用者(ID登録者)数が30件を越えた分の会費は無料とする。

会費3：モバイル端末利用会費

モバイル端末利用会費とは、ネットワーク利用施設等がモバイル端末を利用してネットワークを利用する場合の会費のことをいう。

(単位:円)

種別	月額	年額
会費1の対象施設がモバイル端末を利用する場合の端末1台あたりの会費	800	9,600
モバイル端末のみを利用する施設の端末1台あたりの会費	1,000	12,000

別表2

事業会員の会費

(単位:円)

ASP サービスによる 会費内訳		エンドユーザー接続施設数 11 未満の事業者様の場合	エンドユーザー接続施設数 11 以上の事業者様の場合
①	連携基盤側	18,000	18,000
②	ASP 事業者様側	18,000	18,000
③	プロバイダー費用	8,000	8,000
④	協議会事務経費	4,000	4,000
⑤	施設数増分	なし	11 施設目からの施設数×2,000
月額合計		48,000	48,000+⑤の合計

賛助会員の会費

賛助会員の会費は、1 口年額 200,000 円とし、1 口以上とする。